

## 下妻市地域公共交通活性化協議会規約

### (設置)

第1条 下妻市は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項の協議、並びに地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）の規定に基づく計画（以下「計画」という。）に関する協議及び施策事業の実施に係る連絡調整を行うため、下妻市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (事務所)

第2条 協議会の事務所は、茨城県下妻市本城町二丁目22番地(下妻市役所内)に置く。

### (事業)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を協議し、関係する事業を実施する。

- (1) 計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (2) 計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) 計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に関する事項
- (5) 市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要なこと。

### (協議会の構成員)

第4条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する委員をもって組織する。

- (1) 市民又は公共交通の利用者の代表
- (2) 学識経験者
- (3) 国及び県の関係行政機関の代表者
- (4) 鉄道事業者
- (5) 社団法人茨城県バス協会の代表者
- (6) 交通事業者
- (7) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体の代表者
- (8) 副市長及び市長の指名する職員
- (9) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、特定の職により委嘱又は任命された委員の任期は、当該職にある期間とする。

3 前項の規定にかかわらず、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長、副会長及び監事)

第5条 協議会に会長、副会長1人及び監事2人を置き、会長は下妻市副市長とし、副会長及び監事は、会長が構成員のうちから指名する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職を代理する。

4 監事は、この協議会の会計及び業務の執行状況を監査する。

(会議)

第6条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて会長が招集し、副会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開催することができない。

3 委員は、やむを得ず会議を欠席する場合は、その属する団体から代理の者を出席させることができる。

4 会議の議決は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決定する。

5 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うことができる。

6 会長は、必要があると認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(研究会)

第7条 会長は、必要に応じて、協議会に研究会を設置することができる。

(守秘義務)

第8条 協議会の委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(協議結果の取扱い)

第9条 協議会において協議が整った事項について、関係者はその結果を尊重し当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(事務局)

第10条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、下妻市役所企画担当課に置く。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第11条 協議会の経費は、負担金、補助金、繰越金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第12条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第13条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長がこれを精算する。

(委任)

第14条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

付 則

1 この規約は、平成26年 9月 1日から施行する。

2 協議会の設立した年度に委嘱又は任命された委員の任期については、第4条第2項の規定にかかわらず、委嘱又は任命の日から平成28年3月31日までとする。